

鳥取県原子力安全対策合同会議での質問等について

- 平成30年7月24日（火）、鳥取県及び米子市、境港市が合同会議を開催しました。当日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。
- 会場及び出席者から質問用紙による御質問・御意見が出されましたが、その概要及び回答は次のとおりです。

中国電力に対する質問

質問 1

- ①津波の波高10.5mを想定した対策ということだが、10.5mで本当に良いのか。もっと高い波を想定した方が良いのでは。
- ②3号機の安全対策は分かったが、2号機も3号機並みに対策がなされていますか。
- ③炉心や使用済燃料プールを冷やす冷却水を送る電源の代替として、高圧発電機車やガスタービン発電機の用意があるが、これらはどのくらいの間、電気を供給できるのか。発電機車の発電のための燃料はガソリンか。ガスタービンはガスであると思うが、使用しているうちになくなってしまう。外部から供給があれば良いが、地震で道路が使用できない場合、海から持ってくるのか。ガソリン、ガス等の予備の燃料タンクが近くに設置してあるのか。
- ④電気を供給するための炉までの途中の配線等が破損して、電気が炉まで行かなくなった場合、短期間で復旧できるのか。安全に対して、二重三重のフェールセーフが十二分に働いていくのか。資料だけでは不十分で十分分からない。

回答 1

【中国電力】

- ①津波評価については、鳥取県や国土交通省・内閣府・文部科学省が日本海東縁部に想定した地震による津波に加え、更なる不確かさを考慮した津波を想定しており、十分な評価を行っていると考えていますが、現在、国の審査を受けているところです。なお、いずれにしても高さ15mの津波防波壁の設置等の対策を実施していることから、津波が敷地に与える影響はないと考えています。
- ②H25年12月の島根2号機申請以降、柏崎刈羽6・7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見等を反映した新規制基準の改正がありました。
島根3号機については、今回の申請で反映しています。島根2号機については、現在の審査の中でご説明し、審査結果を反映して補正申請を行う予定です。
なお、島根2号機の申請以降に新たに規制要求化された主な項目は、以下のとおりです。
 - 有毒ガスに対する防護措置
 - 地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る措置
 - 火山影響等発生時の体制整備等に係る措置
 - 柏崎刈羽6・7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見
 - ・格納容器の加圧破損を防止するための格納容器代替循環冷却系
 - ・使用済燃料貯水槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策
 - ・原子炉制御室の居住性を確保するためのブローアウトパネルの閉止機能
 - ・全交流動力電源喪失を想定した事故シーケンスグループの分割
 - 内部溢水による（スロッシング等による放射性物質を含んだ液体の）管理区域外への漏えいの防止
- ③新規制基準においては、事象発生後7日間は、外部からの支援がなくとも、発電所構内であらかじめ用意した手段（体制・資機材等）にて事故収束対応を維持できることが求めら

れているため、その準備を講じています。そのため連続7日間運転可能な燃料を備蓄することとしており、その油種は軽油です。

一方で、関係機関と協議、合意のうえ外部からの支援計画を定める方針であることが求められており、発電所外であらかじめ用意された手段（予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援をうけられる方針である事も求められていることから、その体制構築を講じています。

- ④原子炉安全系は2系統あり、ケーブルについても区分分離、電気的分離しているため、通常運転時に1系統に異常があっても残り1系統で原子炉安全停止・冷却は可能です。また、当該2系統に異常が発生した場合にあっても、重大事故対処設備として、原子炉安全停止・冷却できる設計としています。

質問2

- ①境港市での住民説明会は、大雨注意報、そして警報に変わった。中電の危機管理意識は信頼できない。
- ②県、両市がNOと言ったとき、申請はしないのか。どうですか。
- ③3号機に今、核燃料は入っていません。もし動かせば、100年、200年、使用済燃料の危険があります。まだ、最終処分場は決まっていますか。

回答2

【中国電力】

- ①7月6日の境港市住民説明会の開催にあたっては、いろいろなご意見を承りました。前日からの降雨の状況から開催の判断には苦慮したところではありますが、結果的に開催したものです。ご心配、ご迷惑をお掛けし申し訳ありません。

今回の結果も踏まえ今後もしっかりと対応してまいります。

- ②ご理解いただけるよう今後も丁寧にご説明してまいります。
- ③2000年に、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定され、この法律に基づき、電気事業者により、事業主体として「原子力発電環境整備機構（NUMO）」が設立されました。

以来、処分地選定の取り組みを進めているものの、これまでに候補地が決まっていないのが現状です。

その後、2017年7月、経済産業省資源エネルギー庁により「科学的特性マップ」が提示されました。

この科学的特性マップは、国の総合資源エネルギー調査会でとりまとめられた考え方に基づき、既存の全国データを一定の要件や基準に従って客観的に整理したうえで、各地域の科学的特性を全国地図の形で示したものです。

現在、NUMOにおいて、対話型全国説明会を全国各地で順次開催し、国民への理解活動を行っているものと認識しています。

当社としても、高レベル放射性廃棄物の発生者としての責任があり、引き続き国やNUMOの取り組みに協力するとともに、日常の対話活動において最終処分事業の必要性等について、地域の皆さまにご理解をいただくよう努めていく考えです。

質問3

《一般的な事項》

- ①中国電力説明資料のP.6「2 島根3号機増設の経緯」中、主要経緯（1/2）■「現在、規制基準等に基づく安全対策工事を実施中。」や主要経緯（2/2）平成23年4月末時点の総工事進捗率93.6%であり、22～30年度は空欄はどうか。（資料不備ではないか！）

《具体的な質問》

- ②「4. 申請の概要」P.23中、「重大事故の進展を止めるための対策を行う」とはどのようなことか、具体的に明示ください。
- ③P.25「・・・原子力災害への対応が強化されています。」

余裕のある設計第5層[防災・復興]▼防災教育訓練等を具体的に要説明。

及び要員の中長期確保の計画はどうか伺います。(日本の人口減推計で)

④P. 30, P. 31の工事完了がH27・H26完成で4～5年経過しているが劣化部分はないか。

⑤P. 32～40、P. 42・45・46の工事完了が30年上期・31年上期予定の理由を伺いたい。

◆要望：工事完了後、全体のシステム等総合的に検証後、確信の下申請すべき

回答3

【中国電力】

①福島第一原子力発電所事故以前まで、関係自治体、国への手続き、本体工事を実施していましたが、事故の発生以降は、安全対策工事を進めていることを表した図になっております。

なお、進捗率については、事故以前は施設の完成まで工事内容が明らかであったためお示しできていました。事故以降、安全対策工事を進めているところですが、新規基準への適合性審査の中で、さらなる安全対策を求められれば対応していくことになることから、現時点で、数値をお示しできる状況にありません。

②安全対策は「設計基準対応」と「重大事故等対応」に大別されます。「設計基準対応」は、事故の発生を防止するものです。これに対し、「重大事故等の対応」は、事故の進展を防止するための対策であることから、ご説明資料のp35～p46の対策が該当します。

③原子力災害対策活動を円滑に実施するため、通報・連絡訓練、復旧訓練、原子力緊急事態支援組織対応訓練等の項目について訓練を実施するとともに、複数の項目を組み合わせた総合的な防災訓練を、年1回以上実施しています。

なお、平成29年度は、総合的な防災訓練を12月12日に実施し、その訓練結果の国への報告を平成30年3月8日に実施しています。

緊急時対策要員に対しては、原子力災害対策活動を円滑に実施するため、定期的に、原子力災害に関する知識および技能に係る教育・訓練を実施しています。

また、オフサイトについては、関係自治体と連携をとりながら、緊急時に避難退域時検査等への要員派遣などを円滑に行えるよう、事前対策として体制の整備、要員への教育、資機材の配備等を行っており、事業者として最大限の対応を行っていく考えです。

なお、平成29年度は、11月19日に実施された島根県・鳥取県原子力防災訓練（住民避難訓練）において、避難退域時検査や車両誘導等の要員を派遣しました。（当社からは合計で82名派遣）。

④防水壁および取水口堰については、設置環境等から設置後4～5年で著しい劣化が生じることはないと考えております。今後、適切に管理してまいります。

⑤安全対策工事に鋭意取り組んでおり、2号機は「平成30年度内のできるだけ早期」、3号機は「平成31年度上期」の完了を目指していることから、この時期としております。

また、当社が考える安全対策の内容・有効性について、原子力規制委員会において審査いただき、その結果、不足するものが有れば適切に安全対策設備に反映させ、安全性の充実に確保に取り組んでいきたいと考えております。

質問4

①テロ対策について、入門、出門時、ゲートでの出入りをカードマンが行っていましたが、大丈夫ですか。ゲートを入ったら長いトンネルがあり、何かあったら対策が大丈夫でしょうか。心配です。

回答4

【中国電力】

①警備上の問題から、具体的な回答は控えさせていただきますが、不審者の早期発見、治安当局への早期通報が行えるよう、現地治安当局の指導の下、監視装置の設置、警備要員の各種訓練・教育等を行っています。

なお、発電所敷地外から発電所構内へのアクセスルートは、通常の一矢入口に加えて、

車両の通行が可能な複数のルートを確認しています。

質問5

- ①7月20日、米子市文化ホールで開催された住民説明会では、高レベル放射性廃棄物の最終処分についての説明がありましたが、今日の説明資料には含まれておりません。なぜでしょうか。
- ②最終処分の取り組みが、未だ確立されていないのが現状であり、このような状況の中で、あらたに原発を稼働させることは、更に負担が増え問題であると思いますが、どうお考えでしょうか。

回答5

【中国電力】

- ①住民の皆さまへの説明会の資料では、皆さまのご関心の高い放射性廃物の処分に係る事項について、参考資料として添付させていただきました。

今回の鳥取県原子力安全対策合同会議の説明では、限られた時間の中で3号機の申請内容についてご説明を行うための資料構成とさせていただきましたことご理解ください。

今後も丁寧にご説明してまいります。

- ②使用済燃料を再処理し、回収されるウラン、プルトニウムを有効に利用する核燃料サイクルの確立は、長期的なエネルギーセキュリティ確保、資源の有効活用、環境負荷低減等の観点から極めて重要と考えています。

また、エネルギー基本計画において、エネルギー資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核燃料サイクルを推進することが基本的方針として示されています。

当社としても、立地地域との共生を図りつつ、原子力発電を今後も重要な電源として活用していくとともに、エネルギー資源を有効に活用する核燃料サイクルをしっかりと進めていく必要があると考えています。

質問6

- ①「意図的な航空機衝突への対応」は、かつてのアメリカでの9.11テロを想定してのものか。それと同等のテロでも大丈夫なのか。具体的対応を聞きたい。
- ②一旦事故が起き、放射線漏れ等が起きた場合、たとえテロ等の第三者加害、中電に過失がなくても、そこに原発があったための被害なので、100%中電は補償するのか。そのための具体的積立金の金額及びどこかの保険での補償額を教えてください。
- ③3号機については、建設についての鳥取県側の意見を聞いてないと言っている。とするなら、3号機について、住民説明会を各公民館単位で開くべきだ。
- ④まだ原子炉は入れるのだから市民にもっと公開すべき。

回答6

【中国電力】

- ①テロ対策については、国防に関わる部分も大きいですが、原子力事業者に対しても従来から核物質防護の観点から対策が義務付けられており、警察や海上保安庁等とも連携しながら発電所構内外の警備を実施しています。

また、高圧発電機車や送水車等、震災以降実施した対策についても、分散配備を行うなどの対策を講じています。

加えて、更なるバックアップとして、故意による航空機衝突などのテロリズムによって炉心損傷が発生した場合に備え、特定重大事故等対処施設を整備することとし準備を進めているところです。

- ②島根原子力発電所の運転・保守が原因で、住民の皆さまに損害を与えた場合には、当社は誠意をもって賠償に当たる考えです。

原子力発電所で事故が発生した場合に、原子力損害を受けた被害者を救済できるよう「原子力損害賠償法」（最高1,200億円）が定められており、事業者には原子力損害の全

額を賠償する義務が課せられています（無限責任）。また、福島第一原子力発電所の事故による大規模な損害の発生を踏まえ、H23年8月には「原子力損害賠償支援機構法」が成立しており、原子力事業者による相互扶助の考えにもとづき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等対応できる仕組みが構築されています。

仕組みは制度化されていますが、何よりも事故を起こさないこと、万一事故が起きた際には周辺地域への影響を最小限にとどめることが重要であり、福島第一のような事故を二度と起こさないという強い決意をもって、島根原子力発電所の安全性向上に努めてまいります。

③今後とも様々な手段、機会の説明してまいります。公民館単位での訪問活動も行っており、3号機に関わらずそのような機会も通じてしっかりと説明してまいります。

④原子炉建物等の施設内には、国外のテロ事案発生等の情勢を踏まえ一般のお客様の見学受付は行っていません。

なお、当社、自治体の主催等する見学会では、事前手続きのうえバスに乗車のままのご案内となりますが、発電所構内を見学いただけます。

また、島根原子力館では、原子炉格納容器の実物大の模型、安全対策設備の概要を展示しております。

質問7

①新規制基準の概要（中国電力説明資料のP.25）「第5層 防災・復興」について今年度、中国電力ではどのような防災訓練をする予定なのか教えてください。

時期、想定（大地震、テロ、サイバーテロ、etc）、規模（単独、他の電力会社と合同など）

②設備の強化についてだけでなく、中国電力にお勤めの方々（所属されているの方々）の防災意識や日頃からの備えについても伺ってみたいです。

回答7

【中国電力】

①原子力災害対策活動を円滑に実施するため、通報・連絡訓練、復旧訓練、原子力緊急事態支援組織対応訓練等の項目について訓練を実施するとともに、複数の項目を組み合わせた総合的な防災訓練を、年1回以上実施しています。

平成29年度は、総合的な防災訓練を12月12日に実施し、その訓練結果の国への報告を平成30年3月8日に実施しています。

平成30年度も、総合的な防災訓練を実施しますが、その内容等は検討しているところです。

②緊急時対策要員に対しては、原子力災害対策活動を円滑に実施するため、定期的に、原子力災害に関する知識および技能に係る教育・訓練を実施しています。

質問8

①原発を動かすことに躍起になっていらっしゃるようですが、何故ですか。どんなに対策ができていと言われても、絶対安全であるとは思えません。一度事故が起こればどうなるのか、福島を例をみれば、容易に想像できます。何もかもとりかえしがつかなくなります。中電はどのように責任をとれますか。

②また、原発を動かせば、核のゴミも出るわけです。それをどのように処理するのか。明確にしてください。

③また、人的ミスによる事故も十分あると思えます。どのように対処されるのでしょうか。

回答8

【中国電力】

①当社としては、電力広域的運営推進機関が定める要領に準拠し、需要電力量の実績傾向や同機関が策定する「需要想定的前提となる経済見通し」などを用いて将来10年間を想定

しています。

中国地域の2060年までの長期電力需要見通しについては、需要想定的前提となる経済状況等を十分な妥当性・客観性を持って見通すことが困難なことなどから、当社として現時点でお示しできるものはございませんが、今後10年間の電力需要見通しとしては、人口減や節電・省エネの進展などの減少要因はあるものの、電化住宅の増加、高齢化の進展による医療・福祉施設の拡充や経済成長に伴う生産活動の拡大などから緩やかな増加を見込んでいます。

なお、供給面では、原子力は計画から建設まで長い期間を要し、また他の発電所も20、30年という長い期間を要します。当社では経年火力を多数抱えており、平成30年代半ばには、運転開始後40年を超える経年火力が500万kWと、全体の火力設備容量1007万kWに対してと約50%を占めることとなります。また、島根2号の稼働停止が長期化する中、経年火力の高稼働運転が続くなど、その代替電源の開発が不可欠な状況にあります。

これらの火力発電所の高経年化対応を踏まえると、中長期にわたって電力を安定的にお届けするとともに、「経済性（電気料金の安定化）」や「環境への適合」を同時に達成していくには、安全性の確保を大前提とした、早期の島根2号機の再稼働、島根3号機の運転開始が不可欠と考えています。

- ②2000年に、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定され、この法律に基づき、電気事業者により、事業主体として「原子力発電環境整備機構（NUMO）」が設立されました。

以来、処分地選定の取り組みを進めているものの、これまでに候補地が決まっていないのが現状です。

その後、2017年7月、経済産業省資源エネルギー庁により「科学的特性マップ」が提示されました。

この科学的特性マップは、国の総合資源エネルギー調査会でとりまとめられた考え方に基づき、既存の全国データを一定の要件や基準に従って客観的に整理したうえで、各地域の科学的特性を全国地図の形で示したものです。

現在、NUMOにおいて、対話型全国説明会を全国各地で順次開催し、国民への理解活動を行っているものと認識しています。

当社としても、高レベル放射性廃棄物の発生者としての責任があり、引き続き国やNUMOの取り組みに協力するとともに、日常の対話活動において最終処分事業の必要性等について、地域の皆さまにご理解をいただくよう努めていく考えです。

- ③人的ミスが起こらないよう、事故収束が可能となるよう、必要な教育・訓練を定期的を実施し、その力量維持を図ることとしています。

質問 9

①北田教授から指摘があったが、先の事故でも訓練が全く行われていない設備があった。テスト、訓練も含め、設備以外の計画を明示願いたい。

回答 9

【中国電力】

①事故収束時に必要な手順に対しては、定期的な教育・訓練を実施し、その力量維持を図ることとしています。

県、米子市及び境港市に対する質問

質問 10

- ①会議の時間が短いように思います。議論をもっと深めるためにもっと長くなりませんか。

回答 10

【県、米子市及び境港市】

- ①説明資料の事前配布を行うとともに、質問書の配布等によりなるべく多くの皆様のご意見をいただけるよう努めましたが、短い時間となってしまったことはお詫び申し上げます。

質問 11

- ①安全協定にきちんと事前了解権を入れて初めて立地自治体と同じになる。今のままでは報告のみで終わる。現状率直にそうであるか、県知事、両市長の見解は？協議会の開催を。
- ②安全協定の改定がされるまでは、申請についての返事はしないでいただきたい。
- ③松江市長の記者会見の発言についてどう思われますか。知事、両市長にお聞きしたい。
- ④実効性のある避難計画ができるまで申請しないよう中電に申入れをしていただきたい。
- ⑤申請の3つの理由の根拠についての検証を専門家の会議でしていただきたい。
- ⑥顧問会議としては、申請をうけるということでしょうか。ということは、県、両市ともOKを出すということでしょうか。
- ⑦何故、傍聴者より中電の外のスタッフの方が前におられるのですか。住民を大切にしてください。
- ⑧会議の時間が短い。委員同士で議論できる場をきちんと設定してください。

回答 11

【県、米子市及び境港市】

- ①立地自治体の協定との間に文言の差はありますが、中国電力が原子炉施設の重要な変更をしようとするときは、県、米子市及び境港市に対して事前報告があり、県、米子市、境港市はそれに対して意見を述べ、中国電力はその意見に対して誠意をもって対応することとなっているなど、仕組として実質的に立地自治体と同じ協定になっています。さらに、安全協定の運用に関して立地自治体と同様の対応を行うことを明記した文書が中国電力から提出されており、契約に基づく実質的な事前了解権を獲得しているものと考えています。
- 安全協定第19条に基づく協定改定の協議を行うための協議会については、平成24年度に2回開催し、立地県・立地市並みの協定となるよう改定すべき項目について、中国電力側に明確に伝え、立地自治体と同様の対応を行うとの文書が中国電力から提出されました。
- ②安全協定は実質的に立地自治体と同じであること、安全協定を締結して以降、中国電力は立地自治体と同様の対応をしていること、協定上、県及び両市も事前報告に対して誠実に対応する必要があることから、両市の意見がまとまるなど環境が整えば、適切な時期に回答を行いたいと考えています。
- ③万が一の事故の際には立地自治体が大きな影響を受ける可能性があることから、立地自治体の考えが尊重されるべきという気持ちは理解しますが、その際には周辺地域も影響を受け、住民の命や暮らしの重さは立地も周辺も変わらないことから、周辺自治体の発言権や考え方も尊重していただきたいと考えています。
- ④広域住民避難計画については、平成24年度の策定以降、毎年行っている原子力防災訓練の結果等により見直しを重ねていますが、今後も更なる実効性の向上に向けて努力していきたいと考えています。
- ⑤島根3号機の必要性について、中国電力は「安定供給」「経済性」「環境への適合」という3つの課題への対応を上げていますが、原子力発電所の必要性については、国が安全を第一義としてエネルギーの需給構造に基づき適切に判断すべきものと考えます。なお、鳥取県等はまずは申請内容の検証を行うこととしています。
- ⑥顧問会議からは、専門的な知見に基づいて、申請の内容に特段大きな問題はなく、原子力

規制委員会において厳正かつ慎重な審査を行っていただき、その審査内容や結果を踏まえ、改めて検討を行うべきというご意見をいただきました。事前報告への回答は、原子力安全顧問の意見、住民説明会や本合同会議の皆さんの意見、共同検証チームの検証などを踏まえ、県、米子市及び境港市で協議し、議会と相談し、安全を第一義に判断する予定です。

- ⑦中国電力が委員の皆様からの様々な質問に的確に答えるため、必要に応じて発言者に関連資料を提示すること等を想定し、発言者のすぐ後ろに同行者の席を配置させていただきました。限られた会場スペースの中で傍聴者の皆様の席が最後列になってしまったことはお詫び申し上げます。
- ⑧説明資料の事前配布を行うとともに、質問書の配布等によりなるべく多くの皆様のご意見をいただけるよう努めましたが、短い時間となってしまったことはお詫び申し上げます。

質問 1 2

《境港市長・米子市長・鳥取県知事に対する「質問・要望（お願い）」》

- ①我々が言うまでもなく「本件の島根原子力発電所3号機新規規制基準に関わる適合性申請について」は、県民約568,800人内米子市人口148,300人、65才高齢者41,500人内要介護者8,886人が在住中です。この「生命」と「財産」の「防災第一の防災計画」が確立され、更に、原子力災害が発生した場合には、米子市と境港市でUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）概ね30km圏域人口約73,000人が在住している事を最重要事項として総合的に考慮していただき、市議会や県議会の少数の特別委員会等で決済し全大会で形骸化的な討論で採決された内容のみ重視し、首長の地方自治の原点を踏まえた上で、立地自治体同様（協定文）の安全協定の権限を担保（「◆引き続き全国の状況を踏まえて検討したい」：北野専務回答ではダメです。）ができるまでは、本件事案[3号機の申請]を容認をしないでいただきたい。
- ②[安定ヨウ素剤]の事前配布：超高齢者・身体障がい者など、希望者全員に配布していただきたい。（60km圏域を対象：特に風向考慮する）
- ③放射能防災対策計画は、事故が発生したらどうすればよいかを真剣に考慮し、抜本的に見直し拡充していただきたい。
◆段階的避難計画・輸送手段など
- ④風向き、風力を考慮した計画の抜本的な見直しをしていただきたい。
- ⑤放射能災害時の指揮命令系統図（フローチャート図化）で責任体制の明確化をお願いしたい。
- ⑥西日本豪雨災害・最近の関西地震・ハワイ島爆発等を踏まえて、抜本的に見直す事が必要と考え、拙速に申請を容認すべきではないと考えます。
- ⑦合同会議のため、1時間に限定せず、2時間は最低実施していただきたい。

回答 1 2

【県、米子市及び境港市】

《安全協定の改定と事前報告への回答》

- ①安全協定は実質的に立地自治体と同じであること、安全協定を締結して以降、中国電力は立地自治体と同様の対応をしていること、協定上、県及び両市も事前報告に対して誠実に対応する必要があることから、両市の意見がまとまるなど環境が整えば、適切な時期に回答を行いたいと考えています。

《安定ヨウ素剤》

- ②安定ヨウ素剤の事前配布については、国の原子力災害対策指針に則して、UPZ圏内の住民のうち、原子力災害の発生時に速やかに一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難な方を対象としています。

万が一、国の指示でUPZ圏外の住民の方が安定ヨウ素剤の服用が必要になった場合には、県あるいは国が備蓄している安定ヨウ素剤を緊急配布することとしています。

《地域防災計画・広域住民避難計画》

- ③～⑥原子力災害が発生した場合に備え、県では地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画を作成し、行政や関係機関が行うべき措置について定めており、現行計画では、島根原子力発電所に近いエリアの住民から迅速な避難を行うこととしており、UPZ全域に避難が必要となった場合は、同心円状に同発電所からの距離に応じて段階的に避難することとしています。UPZ圏外においては、国からの指示又は緊急時モニタリング結果等を踏まえて、同発電所から同心円を基礎として必要な防護措置を実施する範囲を決定します。

また、計画の実効性を向上させるため、訓練を通じ、訓練で得られた知見を計画に反映する等のPDCAサイクルによる計画の見直しを行っています。

- ⑦説明資料の事前配布を行うとともに、質問書の配布等によりなるべく多くの皆様のご意見をいただけるよう努めましたが、短い時間となってしまったことはお詫び申し上げます。

質問 1 3

- ①中国電力は安全協定について、鳥取県側に対して「運用においては同様に対応」と言っている。鳥取県、米子市、境港市のいずれかが手続きを進めることについてNOと意見を言った場合、中国電力は手続きを進めないという認識なのか。そうであるならば、その根拠も。
- ②知事は私の質問に対しての回答の中で「中国電力は同じように扱う」と言ったと述べたが、そのように言ったのはどの時か。また、そのような文書があれば示してほしい。（中国電力は「同様に対応」という言い方以外はしていないと思う。）
- ③佐々木氏が「実績ある新技術が採用されている」と言ったが、実績ある新技術とは何ですか。具体例を示してください。

回答 1 3

【県、米子市及び境港市】

- ①安全協定第20条において、事前報告に対する意見に対して、誠意をもって対応すると規定しており、さらに、中国電力から安全協定の運用に関して立地自治体と同様の対応を行うとの文書も受け、契約に基づく実質的な事前了解権を獲得しているものと考えています。
- ②中国電力は「同様に対応する」と説明しており、「同じように扱う」は同意義です。
- ③静的触媒式水素処理装置（電源を必要としない触媒を用いて水素と酸素を結合させて水素濃度を低減させる装置）や格納容器フィルタベントは、海外の原子力プラントで設置実績があり、3号機に採用されることとなります。また、2号機からさらに改良されて3号機で新たに採用されたものとしては、改良型制御棒駆動機構（電動駆動の追加）や改良型中央制御盤（運転操作性の向上）等が挙げられます。これらは、国内の他原発などで使用実績があります。

質問 1 4

- ①安全協定が文言だけの違いと思われるなら、申請前に再度19条にもとづく改定のための協議を求めてください。市民の暮らしと命を最優先に考えるなら、結果がどうあれ、態度で示してほしいと思います。
- ②原発稼働するなら市民はそれなりの覚悟が必要になります。専門委員の意見や議員の意見だけでなく、市民に最終判断をさせてほしいと思います。

回答 1 4

【県、米子市及び境港市】

- ①安全協定第19条に基づく協定改定の協議を行うための協議会については、平成24年度に2回開催し、立地県・立地市並みの協定となるよう改定すべき項目について、中国電力側に明確に伝え、立地自治体と同様の対応を行うとの文書が中国電力から提出されました。
- ②地元自治体である米子市、境港市において、原子力安全顧問の意見のみならず、住民説明会や本合同会議における住民の皆様のご意見も踏まえて議会と協議して意見を取りまとめ

られるので、その両市のご意見を包含する形で県の意見としてまとめていくこととしています。

県、米子市、境港市及び中国電力に対する質問

質問 15

- ①中電の住民説明会について1回では少ない。一人でも多くの方が出席できるよう、昼間の開催が必要と思う。
- ②また、県、両市主催の住民の意見を聞く場をつくっていただきたい。

回答 15

【中国電力】

- ①住民説明会の開催場所、開催方法は、これまでの実績等を踏まえて決定したものです。今後もさまざまな機会を通じて皆さまにお伝えしていくよう考えております。

【県、米子市及び境港市】

- ②現在は中国電力から原子力規制委員会に対して3号機の申請をしたいとの事前協議がされている段階であり、県、米子市及び境港市としては、中国電力が県民に対して誠実かつ丁寧に説明責任を果たしていくべきものと考えています。